

令和元年 9 月 30 日

## 令和元年度魚津市地域防災計画の修正の要旨について

### 1 修正の要旨

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要と認めるときは、修正を行うこととなっている。

本市では、近年の災害の教訓を反映させるなど、魚津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っている。

今年度は、魚津市洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）の作成に伴い、要配慮者利用施設の範囲の見直しや、市指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見直しを行うとともに、洪水・土砂災害における避難勧告等発令時に「警戒レベル」を加えて情報発信すること、及び、片貝川の落合橋観測所の「水防団待機水位」の変更が行われたことから、これらを踏まえた計画の修正案を作成し、令和元年 8 月 21 日開催の魚津市防災会議において審議、決定した。

### 2 修正の概要

#### (1) 要配慮者利用施設の範囲の見直し

災害時の配慮、避難行動時の支援を要しない、歯科医や入院施設の無い診療所が含まれていることから、要配慮者利用施設の範囲を下記のとおりに変更する。

- ① 病院、診療所（入院施設があるものに限る。）
- ② 高齢者施設、児童福祉施設、障害者施設等  
（具体的な施設の種類の種類は、次のとおりとする。）

高齢者施設	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、地域密着型通所介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、通所リハビリステーション
児童福祉施設	認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童センター、児童発達支援センター、病児病後児保育事業所
障害者施設	生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、短期入所施設、放課後等デイサービス事業所

- ③ 幼稚園又は特別支援学校

- (2) 市指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見直し  
魚津市洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）の作成に伴い、市指定緊急避難場所・指定避難所一覧の洪水欄を「計画規模」と「想定最大規模」に分けて記載する。
- (3) 風水害等対策に係る避難指示（緊急）等の発令時における「警戒レベル」の運用  
風水害対策時における避難指示等の発令は、避難行動をわかりやすくするために「警戒レベル」を加えて伝達することとする。
- (4) 片貝川の落合橋観測所の「水防団待機水位」の変更  
水防計画の変更に伴い、片貝川の落合橋観測所の「水防団待機水位」を「1.8m」に変更する。